

令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金  
処遇改善計画書

## 1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジン ニジノカイ		
法人名	社会福祉法人 虹の会		
法人所在地	〒	6610975	
	尼崎市下坂部3丁目2番40号 高齢者総合福祉施設あまの里		
フリガナ	モンミチヨ		
書類作成担当者	門倫代		
連絡先	電話番号	06-6495-4708	E-mail honbu@shafuku-nijinokai.or.jp

## 2 賃金改善計画について

①福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額(令和6年2~5月分)	32,404	円	
②賃金改善の見込額(令和6年2~5月分)(右欄の額は①欄の額以上となること)	36,300	円	← <input type="checkbox"/>
③基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)			
i) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 の見込額(令和6年4・5月分)	16,202	円	( 89.43 ) % ← <input type="checkbox"/>
ii) 賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)	18,132	円	
iii) うち、基本給等による賃金改善の見込額 (右側の額は i 欄の額の2/3以上となること)	14,490	円	
福祉・介護職員の賃金改善の見込額(参考)	13,278	円	
うち、基本給等による改善の見込額	10,566	円	( 79.58 ) %
	(一月あたり 5,283 円)		
その他の職員の賃金改善の見込額(参考)	4,854	円	
うち、基本給等による改善の見込額	3,924	円	( 80.84 ) %
	(一月あたり 1,962 円)		

## 【記入上の注意】

- ・ 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・ 本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、交付金の交付要件を満たしていない。  
I 交付金による賃金改善の見込額が交付金による収入額(交付金の見込額)以上となること  
II 令和6年4・5月分の交付金額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てる計画になっていること
- ・ ②「賃金改善の見込額」には、交付金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

## 3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

2の賃金改善を行うに当たり、処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

✓	処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	← <input type="checkbox"/>
---	---------------------------------------	----------------------------

## 【記入上の注意】

- ・ 「処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金を除いた賃金総額」と②「令和5年2月から5月の賃金総額」を比較し、①が②以上であることをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)3を参照すること。
- ・ サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることによって算定要件を満たすこととする。
- ・ ただし、事業規模の縮小に伴う職員数・賃金総額の減少等、やむを得ない事情がある場合には、それらの影響を除くため、②「令和5年2月から5月の賃金総額」の額を調整しても差し支えないこととする。

#### 4 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等 (必ず選択)		基本給		決まって毎月支払われる手当(新設)	✓	決まって毎月支払われる手当 (既存の手当の増額)				
	上記以外 (必ず選択)		手当(新設)	✓	手当(既存の増額)		賞与		該当なし(全て基本給等)	✓	その他 (非常勤職員時給)
(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)											
		就業規則の見直し		賃金規程の見直し	✓	その他 ( 介護職員処遇改善加算に関する支給規則 )					
(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。											
②具体的な取組内容	・2024年4月1日付、契約職員のベースアップ 支給規則第3条 本規則で定める処遇手当は、処遇改善加算の受給額を原資として、毎月支給する										
	2 処遇手当の支給額については、処遇改善加算の受給額と職員数を基礎に算出し、就労時間により常勤換算1.0の正規職員・嘱託職員・契約職員に対しては1人当たりの金額を支給し、それ以外の職員に対しては労働時間の割合によって区分した率を乗じて支給するものとする。										
	3 前項の区分は法人が定めるものとする										
	4 処遇改善加算の受給額に応じて、処遇手当の支給以外に臨時的賞与として支給することがある。支給対象者、支給額の範囲、金額については、処遇手当の支給対象者を基本として、処遇改善加算の趣旨に則り、法人が定めるものとする										
	5 前項の就労期間とは、在籍期間日数から、有給休暇及び特別休暇を除く休業・休暇・休職・欠勤等の休業を差し引いた期日を指										
③ベースアップの実施予定	✓	実施する	実施しない場合、やむを得ない事情								
		実施しない									

#### 5 要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
✓ 令和6年2月分から賃金改善を実施しています。	—
✓ 令和6年2月分から5月分のベースアップ等加算を算定する又は4月分以降算定を行う予定です。	都道府県・市町村への体制届出
✓ 交付金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、賃金規程
✓ 交付金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
✓ 交付金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 職員への賃金改善を行う時期については、従来の処遇改善加算の支払時期と揃えることが望ましいことについて、確認しました。	—
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

- ✓ 令和6年2月からの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の支払に係る兵庫県国民健康保険団体連合会から兵庫県への支払口座情報の提供に同意します。
- ✓ 計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。
- ✓ 障害福祉サービス等報酬が増加したことにより、処遇改善予定額が交付決定額を上回る場合は、兵庫県国民健康保険団体連合会が算出する補助見込額により兵庫県が変更交付決定の手続きを行うことに同意します。

令和 6 年 4 月 30 日

法人名 **社会福祉法人 虹の会**  
 代表者 職名 **理事長** 氏名 **藤岡一郎**

- ・ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ・ 本表への虚偽記載の他、交付金の請求に関して不正があった場合は、交付金を返還することとなる場合がある。

## (確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

基本情報入力シートについて	
提出先の都道府県に所在する事業所・施設についてのみ記載している	○
2 賃金改善計画について	
② 賃金改善の見込額が福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額以上となっている	○
③ 基本給等による賃金改善の見込額(令和6年4・5月分)が交付金の見込額(令和6年4・5月分)の2/3以上となっている	○
3 交付金以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて	
処遇改善臨時特例交付金による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約を行っている	○
4 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金により賃金改善を行う賃金項目及び方法	
「賃金改善を行う賃金項目及び方法」について、チェック(✓)が入っていない項目か、空欄の項目がない	○
5 要件を満たすことの確認等	
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	○
誓約について、空欄の項目がない	○
別紙様式2-2(補助金)	
債権譲渡の事業所の国保連口座が「振込先口座」になっていない	○
国保連口座か、債権譲渡事業所用の振込口座として別途登録した口座のうち、「振込先口座」が1つだけ選択されている	○
①の債権譲渡の事業所がないのに、③の債権譲渡の届出口座が「○」になっていない	○